

道路整備事業に係る予算の確保及び補助率等の
かさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、住民生活や社会経済活動を支える重要な社会基盤の一つである。道路整備は円滑な交通を確保し物流の効率化を図る上で欠かせないものであり、それゆえ地域住民から大きな期待が寄せられているところである。

また、さきの東日本大震災や熊本地震では、救助・救援活動、物資輸送等において高規格幹線道路を初めとする幹線道路網の重要性が改めて認識されたところである。近い将来、南海トラフ巨大地震等により大きな被害が予想される本市においても、こうした防災面で必要不可欠な幹線道路網の整備が急務である。

さらには、近年頻発する集中豪雨災害や土砂災害等への対応、道路利用者が安全かつ安心して道路を利用できるよう歩道等交通安全施設の整備、老朽化が進行する道路ストックの適切な維持管理等が一層求められている。

こうした中、現在道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率がかさ上げ（５０％を５５％等にかさ上げ）されているが、このかさ上げ規定は平成２９年度末までの時限措置となっている。

次年度以降この補助率等が低減することは、地方財政への負担増加をもたらし、地方創生への取り組みや、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対する防災、減災対策など、道路に関する課題解決に大きな影響を与えることを懸念するところである。

よって、国においては、来年度以降も引き続き迅速かつ着実な道路整備の推進により地域活性化を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- １．長期安定的に道路整備が進められるよう、平成３０年度道路関係予算の所要額は満額確保すること。
- ２．道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成３０年度以降も現行制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日

御 坊 市 議 会

衆 議 院 議 長	殿
参 議 院 議 長	殿
内 閣 総 理 大 臣	殿
財 務 大 臣	殿
総 務 大 臣	殿
国 土 交 通 大 臣	殿